

環境基本計画改定に係る県民の意見を聴く会における主な意見について

1 東三河事務所

- (1) 開催日：平成19年6月11日（月）
- (2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関（市町村等） 40名
〔環境審委員〕板倉委員、北田委員、中村委員
- (3) 意見の概要
 - 太陽光発電だけでなく、より安価で効率の良い太陽熱温水器に対する補助も実施してほしい。
 - 道路建設等の公共工事の実施に当たっては、自然環境に配慮した先進的な工法を採用してほしい。
 - 黄砂に関する大気汚染の基準はないのか。
 - 土壌・地下水汚染など人の健康に関わる公害への対策が重要である。
 - 施策が非常に多く、全て実施できるのか不安。重要な施策を優先して実施していく必要がある。

2 尾張事務所

- (1) 開催日：平成19年6月15日（金）
- (2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関（市町村等） 92名
〔環境審委員〕加藤委員、芹沢委員、中村委員、吉田委員
- (3) 意見の概要
 - 地球温暖化対策では、啓発だけでなく、さらに踏み込んだ施策が必要である。
 - 公園や空き地に大量のごみが放置されてまちの景観を損なっている。ごみ対策が重要である。
 - ごみ対策においては、マナーの悪い人も多いため、罰金の徴収など思い切った施策も必要である。
 - 里山が利用されなくなり、森が暗くなっている。生物多様性に富んだ計画的な森づくりが必要である。
 - 外来生物による生態系のかく乱やクマ、イノシシによる被害状況の評価やその対策について記載するべきである。
 - 自然環境保全施策においては、保護だけでなく、捕獲による適切な管理も必要である。
 - 従来の公害問題が全て解決したわけではない。公害対策も非常に重要である。
 - 環境への配慮の意識の全くない大人がいる。子どもの時からの環境教育が重要である。
 - 各種環境活動に県民が主体的に参加することが大切であり、このことを次期計画に明確に位置付けるべきである。
 - 要するに我々県民は何をしなければならぬか、それをどう評価していくのかを示すことが重要である。

3 豊田加茂事務所

(1) 開催日：平成19年6月18日（月）

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関（市町村等） 20名

(3) 意見の概要

- 地球温暖化防止については個人の自覚が大切であり、これを国民にどう伝えるかが重要である。市町村の広報誌を活用することも1つの方法である。
- 地盤環境の分野ではガソリンスタンド跡地の対策が、また、水環境の分野では雨水利用設備の設置を促進することが重要。
- 家庭のごみは減少していてもコンビニのごみが増えている。コンビニの24時間営業を禁止すべきである。
- レッドデータブックに記載した生物を県としてどのように保全していくかの具体策を計画に掲載して欲しい。
- 多様な生態系は湿地やため池に多く保たれており、これらの保全について農政部局と連携して取り組んで頂きたい。
- 特定外来生物法で指定された生物の駆除に関する具体的な提案を県として示すべきである。

4 新城設楽事務所

(1) 開催日：平成19年7月17日（火）

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関（市町村等） 37名

(3) 意見の概要

- 農業と環境は深い関係にあり、水田や畑の有効利用をするために智恵を絞る必要がある。
- サル、シカ、イノシシなどの里のけものと人間が共に生きていけるような環境づくりが必要である。
- 外来生物は古来から日本にいる生物より生命力の強いものが多く、それらの生物への対策を講じるべきだ。

5 知多事務所

(1) 開催日：平成19年7月18日（水）

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関（市町村等） 45名

(3) 意見の概要

- 二酸化炭素を減らすには化石燃料の使用を少なくしていくしか方法がないことを、県はもっと明確に打ち出すべきである。
- 自動車が温室効果ガス排出に大きな貢献をしていることから、車社会の見直しが早急になされるべきである。
- 市街地の中に残る貴重な緑を守るために、生産緑地制度の見直しも計画に掲載して欲しい。

6 西三河事務所

(1) 開催日：平成19年7月19日(木)

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関(市町村等) 55名

(3) 意見の概要

- 良好な環境を維持管理するには、官民一体となった活動が必要である。環境活動の継続には教育が大切である。環境部は教育委員会その他の組織との横の連携をうまく行い、県庁が一体となって進めて欲しい。
- 環境税を早く創設し、環境活動の支援ができるようにして欲しい。